

2023年12月5日

女性活躍推進法に照らした立憲民主党の取り組みについて(案)

西村智奈美

立憲民主党 代表代行、ジェンダー平等推進本部長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)は、労働者が101名以上の一般事業主に対し、①一般事業主行動計画の策定・届出、②女性の活躍に関する情報公開、を求めています。

そうしたなか立憲民主党は、常時雇用する労働者が100名以下であり、①②とも努力義務にすぎませんが、敢えて取り組みを行い、現状の数値と目標を公表し、ジェンダー平等をみずから実践する政党であることをアピールすることは、党として有効と考えます。

そこで、常任幹事会終了後、添付の現状数値および行動計画(案)を、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」(<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)に公表し、都道府県労働局に届け出ることを予定しております。

女性活躍推進法にもとづく立憲民主党の実績および行動計画（案）

◆行動計画期間

2023年12月1日～2025年12月31日

◆目標

- 1 党職員の管理職に占める女性割合を35%以上とする。（実績29.3%）
- 2 党職員の各部局における女性割合を35%以上とする。
- 3 党職員全体における女性割合を35%以上とする。（実績32.6%）
- 4 年次有給休暇の取得率を平均で60%以上とする。（実績49%）
- 5 党組織のジェンダー平等実現へ向けた職員の意識変革を実現するための研修を年1回以上実施する。

◆取組内容

- 目標全体の達成のため、本計画の内容と意義を党内に周知し、浸透を図る。
- 目標1～3（管理職・各部局・党職員全体における女性割合の向上）達成のため、各職務の内容・労働時間を明確化する。
- 目標4（年次有給休暇の取得率向上）達成のため、総務局において目標未達成の部局・職員の課題を分析し、解決を図る。
- 目標5（研修実施）達成のため、総務局と人材局が連携し、オンライン研修の環境整備・受講呼びかけなどを行う。

◆実施時期

各取組内容について順次取り組みを開始するとともに、半年ごとに状況を点検し、必要に応じ対策を強化する。

各党比較 女性活躍推進法にもとづく行動計画・実績の情報公開（概要）

参考資料①

	自民党	公明党	立憲民主党（案）
規模	101-300	301-	10-100
計画期間	5年間（2027年3月末まで）	5年間（2026年3月末まで）	2年間（2025年末まで）
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新規職員採用の男女比 1:1 ・役職者の女性割合 40% ・女性の育休取得率 100%、職場復帰率 100% ・年休 6 日間以上の取得率 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・採用者に占める女性職員割合を 1 割増やす ・年休取得率の 1 割向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職に占める女性割合 35%以上 ・各部局における女性割合 35%以上 ・党職員全体に占める女性割合 35%以上 ・年休取得率を 60%以上 ・ジェンダー平等実現のための研修会実施を年 1 回以上
情報公開	非公開	<p><u>女性割合</u> 採用した労働者の 17.6%</p> <p><u>男女賃金格差</u> 全体 80.7% 正規 90.4% 非正規 69.7%</p> <p><u>年休取得率</u> 57%</p>	<p><u>女性割合</u>（10月1日現在） 全体 32.6% 管理職 29.3%</p> <p><u>男女賃金格差</u> 96.3%（2022年）</p> <p><u>育休取得率</u> 男性 50%、女性 100%（2020年9月～）</p> <p><u>平均残業時間</u> 28時間48分（2022年）</p> <p><u>年休取得率</u> 49%（2022年）</p>